

議案第17号

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について、別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

いじめ・不登校総合対策センター

平成26年3月21日

はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が制定され、同年9月28日に施行されました。

本県では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ対策指針」の策定、心理検査等の実施、「24時間相談体制」の充実、「鳥取県いじめ問題検証委員会」や「子どもの悩みサポートチーム」の設置など様々な対策を講じてきましたが、この度の法の制定を契機により一層の充実を図っていきます。

この鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針(以下「県方針」という。)は、鳥取県内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、市町村、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(法2条1項)

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

III いじめの防止等に関する方針等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します(PDCAサイクル)。
- (2) いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法 14 条)
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。(法 18 条 2 項)
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。(法 19 条)
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法 20 条)
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法 21 条)

2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県方針及び「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」又は当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌します。(法 13 条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。(法 22 条)
- (4) 「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。(法 15 条 2 項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法 18 条 2 項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。(法 19 条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法 9 条 3 項)

(3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。

4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

IV いじめへの対処に関する方針等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。
(法 16 条 2 項)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「子どもの悩みサポートチーム」を編成し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、チームを編成するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の在籍する学校を所管する教育委員会が出席停止を命じることがあります。(法 26 条)

2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)
- (2) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をしその結果を学校の設置者に報告します。(法 23 条 2 項)
- (3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)
- (4) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。(法 23 条 5 項)
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

V 重大事態への対処等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等、法 28 条に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法 28 条 1 項関連)
- (2) 知事は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置し、(1)の調査の結果について再調査を行う(法 30 条 2 項)とともに、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) (1)の調査の結果について知事が再調査を行った際は、私立学校を除きその結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、学校設置者に報告し、調査のための組織を設け、速やかに調査を行うか、調査に協力します。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、下記のとおり報告します。(法 29 条 1 項、30 条 1 項、31 条 1 項)
 - ・県立学校は、県教育委員会を通じて知事に
 - ・市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に
 - ・私立学校は、知事に
 - ・国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に

VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について定期的に検証します。
- 2 県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。

VII その他

- 1 この県方針は骨子的なものであり、あわせて、法制定に伴い従来の「鳥取県いじめ対策指針」を改訂した「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」とセットで活用します。
- 2 県は、この県方針が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対しいじめの防止等に関する資料や情報を随時提供します。
- 3 県は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、県立学校及び市町村におけるいじめ防止等に係る基本方針の策定状況を確認し、公表するとともに、県内の国・私立学校の状況についても適宜把握に努めます。